

## 主要記事の要旨

### 我が国の宇宙開発を考える視点 — 「宇宙基本法案」の上程に寄せて—

村山隆雄

- ① 「宇宙基本法案」が第166国会に上程され、継続審議となった。本稿では、主要先進国の宇宙開発の動向等、法案策定の背景について述べ、宇宙の平和利用と宇宙産業の振興に関する論点整理を試みる。
- ② 宇宙産業は、ロケットや人工衛星等の宇宙機器を頂点に、地上施設、放送・通信サービス等までを含む、裾野の広い産業である。主要先進国は、宇宙機器産業を国の戦略的な産業と位置づけ、国がロケット打上げのための各種の基盤整備を行うとともに、安定的な顧客になることにより、宇宙機器産業を支援している。
- ③ 宇宙を積極的に利用しようとするに当たって、我が国には、大きく二つの制約があるといわれる。一つは、我が国の宇宙開発は、昭和44年の「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」により、平和の目的に限り行われてきたことである。もう一つは、平成2年の日米衛星調達合意である。この合意によって、通信・放送衛星等の実利用衛星の政府調達はほとんど米国製となり、成長期に入りつつあった我が国の宇宙産業は、深刻な打撃を被った。
- ④ 政府は、国会決議を尊重しつつも、宇宙開発関連でいえば、「一般化理論」や「無差別公平原則」といった「昭和44年国会決議」に対する「解釈」を披瀝することにより、自衛隊による宇宙の「軍事的利用」を広げてきた。
- ⑤ 1990年代以降、我が国の宇宙の産業化の遅れが指摘されるようになり、安全保障を含む宇宙開発の総合的な戦略や中心的機関の設置を望む宇宙開発政策の見直しの動きを背景に、「宇宙基本法案」が策定された。同法案は、我が国の宇宙開発政策の表明であり、宇宙条約履行確保等は、同法案が規定する関連法規の整備により行われる。
- ⑥ 宇宙の軍事的利用では、宇宙空間とサイバー空間を統合し、システム化して各種兵器を運用する軍事における革命（RMA）が進行中である。人工衛星は、システムの重要な構成要素になっており、運用のされ方によっては、宇宙空間における専守防衛の範囲が論点になることが予想される。
- ⑦ 国家の安全保障のための情報収集衛星の調達には、「非研究開発衛星の調達手続等について」が適用されないので、宇宙産業は、当面、「軍事的利用」に依存せざるをえない。そこから技術移転や秘密保持等の論点が生じる。

## 主要記事の要旨

### インターネットガバナンス —インターネットの世界的普及と国際管理体制の課題—

山口 広文

- ① 今日、日常生活からビジネスまで、社会生活の様々な局面で、インターネットが欠かせない情報ツールとなっている。インターネットの利用は、1990年代から現在に至るまで、世界的に急速な増加傾向が続いており、止まる様子はない。2005年末の段階で、全世界で10億人を突破したと見積もられている。世界の総人口64億8000万人に対して、15.4%の普及率となる。5年間で3.4倍の増加となっている。2007年末には、13億3000万人に達するものと予測されている。アジア・太平洋地域（日本を除く）の急成長、特に人口規模が巨大な中国とインドにおける普及の進展が顕著に表れている。
- ② このインターネットが世界的に円滑に機能していく上では、その仕組み中で最も重要な要素として、ネットワークに直結したコンピュータに個々に付与されたIPアドレスやドメイン名というものがある。いわば、一家の住所や電話番号に相当する。インターネットの安定した利用にとって、IPアドレスの付与とこれに対応するドメインネームの登録に関して、全世界的に管理・調整する仕組みが必要となってくる。
- ③ インターネットは、アメリカ政府の関与のもとに構築され発展してきた経緯があり、1998年9月に設立されたICANN（The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）というアメリカの非営利団体が、アメリカ政府の監督のもとで、IPアドレスとドメイン名を国際的に管理する中核的役割を担っている。
- ④ 近年、こうしたアメリカを中心とするインターネットの国際的管理体制に対して、中国、インド、ブラジルなどの発展途上国が、ICANNを中核とする現行体制を批判し、より各国政府の参与が可能な、国連のもとでの管理体制の構築を主張し、2003年と2005年に開催された国連主催の世界情報社会サミットにおいて、「インターネットガバナンス」の問題として、大きな論点の一つとなった。
- ⑤ 世界情報社会サミットでは、インターネットガバナンスの今後の方向性について、特に具体的合意をみなかった。そして、国連主催の国際的討議の場としてインターネットガバナンスフォーラムの設置が決まり、2006年から5年間をかけて、インターネットに関する様々な世界的課題について、広範な関係者が参加して論議が続けられることとなった。
- ⑥ 我が国にとってもインターネットは不可欠の存立基盤の一つであり、インターネットガバナンスの問題についても、官民双方で関心を高め積極的に取り組んでいくことが重要と考えられる。

## 米国の地方債制度 —免税債を中心に—

坂 田 和 光

- ① 地方債とは、州、地方政府や、その代行機関が債券発行などのかたちで負う債務のことである。米国では、1980年代以降、連邦補助金の削減などで、財政的に逼迫した地方自治体が、盛んに地方債を発行するようになり、残高を累増させた。
- ② 米国地方債の最大の保有者は家計である。地方債が家計にとって魅力的な点として、利子所得に対する連邦所得税が免除される免税債であるということがある。
- ③ 地方債は、政府債と私的活動債に分類できる。政府債は、地方自治体が、自らの行政目的のために使用する施設、自治体自身が運営または所有する施設の整備のために起債する債券である。裁判所や政府庁舎、ハイウェイ、学校、消防署、図書館、電力プラントなどが該当する。私的活動債は、起債収入を民間（非政府機関）に融資し、融資先が、融資資金を老人ホームや工場の取得・建設などの事業に用いるものである。
- ④ 政府債は免税債であり、私的活動債は、原則として課税債である。私的活動債のうち免税措置が講じられるものを特定私的活動債という。
- ⑤ 特定私的活動債とは、起債収入を、空港や污水处理施設、廃棄物処理施設などの施設の整備や、特定の住宅の融資に用いる債券や、特定の用途の少額の債券などをいう。
- ⑥ 新規発行債の多くが政府債か特定私的活動債、すなわち免税債である。
- ⑦ 地方債制度のコストを考えたとき、金額に換算できないコストとして、資源配分の歪み、高所得者への恩恵の集中、免税債の濫用といった弊害をあげることができる。
- ⑧ 金額に換算できるコストとして、まず人的コストがある。米国の地方債制度は、地方債法律顧問、フィナンシャルアドバイザー、引受会社、保険会社、格付機関などの民間機関から、連邦レベルの財務省、内国歳入庁、証券取引委員会、自主規制機関である地方債規則制定委員会、全米証券業協会、そして州・地方政府の監督官庁など、広範な地方債プレーヤーに支えられており、制度の維持にかかる人的コストは莫大なものとなる。
- ⑨ 規制・監督官庁の人的コスト以外の直接的な費用として、免税措置による租税支出、民間の地方債プレーヤーに対する手数料などがある。これらを併せると、数字が拾える部分だけでも、発行額の優に1割を超える経費が投じられていることになる。
- ⑩ このようなコストを要する地方債であるが、米国において、地方のインフラ整備と、地方経済の自立的発展に貢献してきた。
- ⑪ 連邦・州政府・地方政府・民間は、それぞれ立場は違え、アメリカ合衆国の拠って立つところを守るために代償を支払い、地方債市場を支えている。
- ⑫ 我が国の地方分権のあるべき姿はどのようなものなのか。今一度、米国の地方債制度の現状を踏まえて、考えてみる必要があるのではないだろうか。

## 学校におけるいじめ問題

岡 村 美保子

- ① 平成18年10月、前年に自殺を図った女子児童の遺書が全国版の新聞に報道されたことをきっかけに、学校におけるいじめ問題ににわかに注目が集まり、マスコミは、連日いじめの問題を報道した。これを受け、昨年（平成18年）から今年（平成19年）にかけて、この問題に対処するための対策が次々と講じられてきた。
- ② 我が国において、学校におけるいじめが社会問題として認識されるようになったのは、昭和55（1980）年ごろからであり、過去2回、1980年代半ばと1990年代半ばに大きな論議が起こっている。
- ③ 本稿では、まず、今回の状況につき、発端となった2つのいじめ自殺事件（北海道滝川市・福岡県筑前町）と国の対応を概観する。2つの事件は、いずれも事件後の学校や教育委員会の対応が大きな批判を呼び、福岡県筑前町の事件では、教師がいじめに加担していたことが反響を大きくした。これに対し、いじめに対する強い姿勢を強調する提言や対策が講じられ、教育委員会に対する国の関与を強化する法改正も行われた。
- ④ 次に、この問題の実態を、その量的把握と具体的態様から探ることとした。件数の経年変化を追えるのは、文部科学省の調査のみだが、この調査に対する批判も相次いだ。いじめ統計の困難性も含め、この統計を中心に解説した。態様では、まず、この文部科学省の調査で用いられている区分を示した後、最近の文献により、現在のいじめの特徴を探る。特に現代のいじめとして特徴的なものに、「ネットいじめ」あるいは「サイバーいじめ」と言われるものがある。
- ⑤ 次に、原因論につき論述する。いじめに関する文献は多数あるが、ここでは、いじめが社会問題化した当初の認識及び最近の論説を紹介する。
- ⑥ 対策に関しては、今回特に強調され、新聞報道でも取り上げられた出席停止制度につき、制度の概要とこれまでの経緯、活用に当たっての留意点・問題点を解説する。

## 矯正医療の現状と課題

中 根 憲 一

- ① いわゆる名古屋刑務所事件を契機に一連の行刑改革の動きがスタートしてから既に4年が経過した。本年6月には「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が全面施行となった。この機会に、矯正医療の現状を見てみたい。
- ② 被収容者の健康の保持と疾病の治療は、拘禁を行う国の責務である。国は、この責務を果たすため、刑事施設内に、医師、看護師その他の医療関係職員を配置するとともに、必要な医療機器を備えて、被収容者の医療需要に対応している。
- ③ ただし、病院的機能を果たすことができる医師その他の医療関係職員や医療機器をすべての刑事施設に配置することは不可能である。そのため、各刑事施設を、医療機能上、ピラミッド状に3段階に区分し、医療関係職員や医療機器を各段階に傾斜配分して医療水準格差を設け、相互に連携協力させる階層型の内部医療体制を構築している。
- ④ 東京矯正管区内の刑事施設における矯正医療の実際を、甲府刑務所、府中刑務所、八王子医療刑務所に見る。
- ⑤ 矯正医療の最大の課題は医師の確保であろう。刑務所での勤務を希望する医師は極めて稀であり、医師の確保には大きな困難があるからである。このため、矯正当局は、常勤の医師については、おおむね週に3日を勤務日とし、残りの2日を研修日として大学の医局等において自己の研修等を行わせて技術の低下を防ぐなど、特別な勤務形態を認める方法で医師の確保を図ってきた。
- ⑥ 行刑改革会議は、矯正医官に文字どおりの「常勤」を求めることは無理があるとした上で、医師の確保の方策として、〈常勤の医師について、その技術の維持・向上を図るため、広く民間病院等においても勤務できるよう、例えば、国立大学の教員について産学協同の観点から行われている兼業制度等も参考にしつつ、新たな制度について検討する必要がある〉等の提言を行っている。
- ⑦ これに対し、日弁連は、「このようなやり方では片手間に文字どおりのアルバイトとして刑務所医療に関わる医師の増加を招き、一層刑務所医療の空洞化を招く懸念がある」と主張している。日弁連は、医師の確保を含む矯正医療のさまざまな問題の抜本的な改革のため、矯正医療の所管を法務省から厚生労働省へ移管することを提言している。
- ⑧ 疾病を治療し、被収容者が健康に不安のない状態で受刑生活を送れるようにすることは、「医療サービス」に止まらず、刑事政策的にも大きな意義がある。この観点からも、矯正医療の抜本的な改革が早急に求められているように思われる。

## 地方自治体の経済活性化策に対する地方交付税制度の影響

深澤映司

- ① 我が国の政府は、地域経済の活性化に向けた地方自治体の努力を積極的に後押しするため、近年、各種の枠組みを整えつつある。その一方で、政府は、現行の地方交付税制度が、自治体による地域経済活性化策を妨げる要因になっているとの認識に基づき、努力して成果をあげた自治体に向けた地方交付税を上積みする「頑張る地方応援プログラム」を打ち出した。政府によるこのような現状認識は、妥当なものであろうか。
- ② 現行制度の下では、地方税収が増加しても、増収分の75%に相当する金額だけ地方交付税の交付額が減少することから、自治体の実質的な収入は税収増加分の25%しか増えない。そのことを背景に自治体が地方税収の拡大に向けた意欲を低下させる現象は、経済学的には「ホールドアップ問題」の一種と位置づけられる。そして、同問題の結果、本来ならば財政的に自立可能な自治体まで、「貧困の罠」に陥る可能性が懸念される。
- ③ 我が国の地方交付税制度が実際にホールドアップ問題を惹き起こしているのか否かを巡っては、これまでも地方税の税率や徴収率に着目した研究が行われてきた。しかしながら、課税ベースについては、固定資産税の課税対象資産の評価に焦点を合わせた研究が行われるにとどまっている。先行研究では、自治体が経済活性化策を通じて地方税の課税ベースを拡大させるという側面が、盲点になってきたと言えよう。
- ④ このような状況の下では、地域経済の活性化策を巡るホールドアップ問題の有無に関する判定を、独自に行う必要がある。ただ、自治体による施策の成果を表す各種指標の伸び率を単純に比較しても、地方交付税を受け取った自治体の伸び率が受け取らなかった自治体のそれを下回るという関係が、はっきり読み取れるわけではない。
- ⑤ そこで、各自治体の経済活性化に向けた努力の状況を表す指標として「商工費の対歳出額比率」を採り上げ、その決定要因を過去のデータに基づき、定量的手法で分析してみた。その結果、過去に地方交付税の不交付団体になったことがある全国の172市について、ある年度に地方交付税を受け取ると、その翌年度における商工費を抑制するという傾向が認められた。このことは、現行の地方交付税制度の下で、自治体の経済活性化に向けたインセンティブ付けが歪められてきた可能性が大きいことを示唆している。
- ⑥ こうした状況の下では、歪められた自治体のインセンティブ付けを是正する施策が欠かせない。もっとも、「頑張る地方応援プログラム」に盛り込まれた各種の措置は、地方交付税制度を複雑化させているばかりか、国による裁量の余地を残すなど、近年における改革の方向性に必ずしもそぐわない。個々の自治体が経済活性化に前向きな姿勢で取り組める環境を整えるためにも、同制度の留保財源比率（税収増加分のうち自治体の手元に残る部分の割合）が現状のままでも適当かも含め、一層の議論が求められる。

## イギリス二大政党の党首選出手続 —手続の民主化と党首の地位防衛—

宮 畑 建 志

- ① 近年、わが国では政党党首に対する注目度が高くなっており、「党首＝潜在的首相もしくは現実の首相」という認識が広がっている。この認識が定着している典型例はイギリスである。本稿では、イギリスの二大政党である保守党と労働党の党首選出手続について、手続の民主化過程及び手続と党首の地位との関係を中心に検討する。
- ② 保守党では、党首選出手続が制定される1965年までは、首相であるか、野に下った元首相でなければ、党首を名乗ることはできなかった。党首は、首相と密接に関わる職とみなされている。また、党組織内における党首の権力が絶大で、その自律性は高い。一方、労働党は、議会外の諸団体の支援で結成された政党の典型例である。党の最終的決定権の所在が明確でないことを特徴とし、党組織内における党首の権力は分散しており、一般的に自律性は低い。
- ③ 保守党は、1965年以前、選挙によらずに党首を選出してきた。しかし、1964年総選挙の敗北を受け、この選出方法の正当性が揺らぎ、翌年、下院議員のみの投票による党首選出手続が制定された。また、1997年総選挙における大敗の結果、党首選挙の有権者拡大の必要性に迫られ、翌年、全党員による1党員1票制が導入された（ただし、事前に下院議員のみの投票で候補者は2名までに絞り込まれる）。
- ④ 労働党は、当初から下院議員のみの投票によって党首を選出してきた。1970年代に入り、党首選挙の有権者の拡大を求める声が大きくなり、1981年、議会労働党、選挙区労働党及び労働組合・その他加入団体の持ち票を各々、30%、30%、40%とする選挙人団方式が採用された。また、選挙区労働党及び労働組合・その他加入団体における投票は、選挙区単位、団体単位で意思を統一して投票することとされた。1993年の改定では、持ち票の配分が3分の1ずつとされ、各部門の投票は、1党員1票とされた。
- ⑤ 両党の党首選出手続を現職党首の地位防衛という観点から検討すると、保守党党首に比較して、労働党党首の方が、より地位防衛力が高いことがわかる。しかし、保守党党首も、1974年の改定で、一旦、地位防衛力を低めたものの、その後の改定で地位防衛力を高めた。労働党党首も手続改定により、さらに地位防衛力を高めている。
- ⑥ イギリス二大政党の党首選出手続の変遷は、党首選挙の有権者拡大という党内民主化過程と捉えられる一方で、党首をはじめとする党指導部強化という文脈の中で捉え直すことも可能である。ただし、党首の地位は、国政及び地方選挙の結果に大きく左右される。党首選出手続における党首の地位防衛力の高低は、党首が続投できるか否かを決定する1つの要素に過ぎないことには注意しなければならない。

## 主要記事の要旨

### クラスター弾の軍事的有用性と問題点 —兵器の性能、過去の使用例、自衛隊による運用シナリオ—

福田 毅

- ① クラスター弾とは、砲弾型のケースの中に多数の小弾を搭載した弾薬である。クラスター弾は目標上空で子弾を広範囲に散布するため、一度の攻撃で広い範囲（多数の目標）を攻撃することができる。しかし、クラスター弾は、その攻撃範囲の広さや不発となる子弾の数の多さから、民間人に与える被害も大きい。
- ② クラスター弾には、航空機から投下されるものと、榴弾砲やロケット砲等から発射されるものの2種類がある。クラスター弾が開発されたのは第2次世界大戦時であるが、その技術が大きく発展したのは、ベトナム戦争においてであった。2007年現在、少なくとも、クラスター弾の製造国は34ヶ国、保有国は75ヶ国に上る。
- ③ クラスター弾の軍事的利点は、広域に展開する敵部隊を僅かの弾薬で攻撃できることにある。例えば、航空機から投下されるクラスター弾CBU-87/Bであれば、少なくとも200m×400mの範囲にいる敵の部隊を攻撃できる。子弾の多くは、成形炸薬によって装甲を貫通すると同時に、破片効果によって、周囲の車両や兵士等を破壊・殺傷する。また、クラスター弾の価格は、精密誘導弾に比較すれば、極めて安価である。
- ④ しかし、クラスター弾は、軍事目標周辺にいる民間人にも被害を与えてしまう危険が高い。また、不発となった子弾は、地雷とほぼ同様に、紛争終了後も民間人の生活にとって脅威となる。軍隊にとっても、不発子弾は、自軍の地上部隊の行動の障害となる。
- ⑤ 米国は、クラスター弾を、ベトナム戦争、湾岸戦争、コソヴォ空爆、アフガニスタン攻撃、イラク攻撃等で使用してきた。米国以外の多くの国も、地域紛争や国内紛争でクラスター弾を使用している。クラスター弾による民間人の被害が注目され、NGO等がクラスター弾の使用を批判するようになったのは、NATOによるコソヴォ空爆がきっかけであった。しかし、米国等は、クラスター弾は合法的な兵器であり、使用する際には、民間人への被害を極小化しよう努力していると主張している。
- ⑥ 自衛隊も、空中投下型及び地上発射型のクラスター弾を保有している。保有の主目的は、日本に着上陸しようとする敵の大規模部隊を海岸部で撃破することにある。実際、クラスター弾は、敵の大規模部隊を一網打尽にするのには適した兵器である。ただし、日本に対する着上陸侵攻の蓋然性が低下しつつあるというのも事実である。また、日本政府は、クラスター弾を使用する場合には、まず住民を避難させ、不発弾の除去終了後に住民を帰還させるので、国民に被害を及ぼす可能性は極めて低いと主張している。
- ⑦ クラスター弾規制に賛同する一部の国が進めている規制交渉（オスロ・プロセス）は、2008年内の条約策定を目標としている。したがって、今後の交渉の進展次第では、クラスター弾を保有する日本も、何らかの決断を迫られる可能性がある。



## 我が国の家計貯蓄率の動向

梶 善 登

- ① かつて、日本の家計貯蓄率が高い、という常識があった。実際、我が国の家計貯蓄率は、高度成長期を通して、前年にオイルショックが起こる1974年まで上昇を続け、ピークでは23.2%にまで達した。しかし、それ以降、低下傾向に転じており、2005年には3.0%にまで低下している。世界の水準から見ても、我が国の家計貯蓄率は、もはや低い部類に入っている。
- ② 我が国の家計貯蓄率の動向を、所得と消費の動向から見た場合、3つの時期に分類することができる。1番目は、高度成長期である。この時期には、所得・消費がともに上昇したが、所得の伸びが消費の伸びを上回ったため、家計貯蓄率は上昇した。2番目は、オイルショック後から戦後2回目のマイナス成長となった1998年までである。この時期も所得・消費はともに上昇したが、消費の伸びが所得の伸びを上回ったため、家計貯蓄率は低下した。3番目は、我が国が深刻な不況を経験した「失われた10年」の後半期である。この時期では、所得が減少に転じたことで、家計貯蓄率は低下した。
- ③ 家計貯蓄率が低下した要因は、所得要因と人口要因に求められる。所得要因とは、家計の可処分所得が減少することで、家計貯蓄率の下押し効果を持ったことをいう。近年の景気回復を受けて、企業は業績を伸ばしているが、得た利潤を内部留保として蓄積しており、労働者への分配が進んでいない。これは、労働分配率の低下や一人当たり雇用者報酬の減少に現れている。
- ④ また、このことは、近年の景気回復過程で、企業の設備投資が活発化する一方、個人消費に活気が見られないことにつながっている。さらに、一国全体で見た貯蓄は、かつては家計が多くのシェアを占めていたが、2000年代に入ると企業がシェアを伸ばしており、現在では、企業と家計の国内貯蓄シェアに逆転が見られる。
- ⑤ 人口要因とは、人口減少・少子高齢化が進み、貯蓄を行う若年世代が減少する一方、貯蓄を取り崩す老年世代が増加することで、家計貯蓄率が低下することをいう。ライフサイクル仮説は、家計の生涯に亘る消費・貯蓄行動と同時に、社会における年齢構成の移り変わりによる、経済全体の家計貯蓄率の変動を説明する。
- ⑥ 世代重複一般均衡モデルは、各年齢層の貯蓄行動を、その人口に応じて集計するため、少子高齢化を踏まえた、経済全体での貯蓄率の動向を知ることができる。このモデルに現実経済のデータを当てはめて、シミュレーションを行った。得られた結果は、これまでの現実経済の家計貯蓄率の動向と一致し、我が国の家計貯蓄率の変動は、人口要因に加えて経済成長が影響を与えていたことがわかる。また、今後も家計貯蓄率の低下傾向は、持続すると予測される。

## 主要記事の要旨

### 看護師の業務範囲についての一考察 — 静脈注射と産婦に対する内診を例に —

小 沼 敦

- ① 看護師による静脈注射は、従来、保健師助産師看護師法上、看護師が業として行っていない扱いであったが、平成14年の行政通達により、「診療の補助」として行いうることとされた。また、看護師による産婦に対する内診は、従来から保健師助産師看護師法上違法という扱いであるが、産科医師や助産師の不足を背景に看護師による内診の実施の事例がみられ、内診の一部については看護師が実施できるようにすべきとする見解も強い。このように、看護師の業務をめぐっては、医師、助産師等の周辺職種の業務との境界線上の問題がある。
- ② 本稿では、最初に、看護職（看護師、保健師、助産師及び准看護師）の定義、業務独占、名称独占等、看護師を中心とする看護職及び看護に関する保健師助産師看護師法等の関係法規の規定を概観する。
- ③ 次に、看護師の業務のうち、医師の指示がなければ実施できない「危険行為」を規定する保健師助産師看護師法第37条と、「診療の補助」を規定する保健師助産師看護師法第5条との関係及び医師が医業を独占することを規定する医師法第17条との関係の概念的な整理を試みる。本稿では、医行為を、絶対的医行為（医師法第17条）としての医師の具体的指示があったとしてもできない行為、相対的医行為（保健師助産師看護師法第5条）の一部としての医師の個別具体的指示がなければできない（あればできる）行為（保健師助産師看護師法第37条）、同じく相対的医行為の一部としての医師の個別具体的指示がなくてもできる行為、の3つに分類している。
- ④ 最後に、看護師による静脈注射が平成14年の行政通達により解禁されたことに伴う課題及び看護師による産婦に対する内診の実施の一部解禁に関する最近の議論に関して、主に保健師助産師看護師法及び医師法の解釈の観点からの分析を試みる。
- ⑤ 看護師による静脈注射の解禁後、若手看護師等の能力不足が顕在化しているが、これに対して看護師が静脈注射を業とすることを一部制限することについては、いわば看護師を2つの資格に分割する実質的効果を有する点に留意すべきである。他方、個々の看護師の能力を踏まえた適切な業務分担を求める行政通達は現実的な対応といえるが、能力の劣る看護師に静脈注射をさせないための制度的担保がない点に留意する必要がある。
- ⑥ 産婦に対する内診の一部を看護師もできるようにすべきという主張については、助産師等が不足しているという理由のみでこれを認めることは困難であり、看護師の能力の向上等により、安全上の問題がなくなったことの根拠付けが必要であろう。また、産婦に対する内診を行う看護師に対して相応の経験を要求する等、産婦の安全確保のための体制が必要であろう。